広域ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及びPFI等導入可能性調査 概要版

1. 計画の目的 (施設整備基本計画 p.1)

下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の1市3町は、人口減少下における持続可能な地域社会の構築に向け、本地域としての適切なごみ処理事業の方向性を、令和3年9月に南伊豆地域広域ごみ処理基本構想(以下基本構想という。)として取りまとめました。

この基本構想においては、各市町が保有する施設を集約化し、経済性、効率性及び環境負荷等に優れたごみ 処理事業を実施することで循環型社会の形成を目指すことを基本理念・基本方針として掲げており、新たな一 部事務組合を令和5年4月に設立し、関連する事務を共同処理することとしています。

広域ごみ処理施設整備基本計画は、基本構想を踏まえ、本組合が建設を予定している焼却施設と資源化施設 から構成される(仮称)南伊豆地域広域ごみ処理施設の基本的な方針を定めることを目的とします。

2. 施設整備方針 (施設整備基本計画 p.6)

本計画においては、基本構想に基づき下記のとおり施設整備方針を定めます。

- ①循環型社会の形成を推進する施設
- ②処理の安定性・経済性・効率性に優れ、ごみを適正に処理できる施設
- ③安心・安全で環境保全に優れ、地域と調和した施設
- ④災害に対して強靭かつ災害廃棄物への対応も可能な施設

3. 施設の概要 (施設整備基本計画 p.6~10,45~62)

建設候補地は下田市の既存施設がある場所です。なお、現在、生活環境影響調査を実施しており、その結果 を踏まえて決定します。焼却施設については、二酸化炭素排出量等の環境負荷や事業費等を考慮し連続運転式 を採用します。

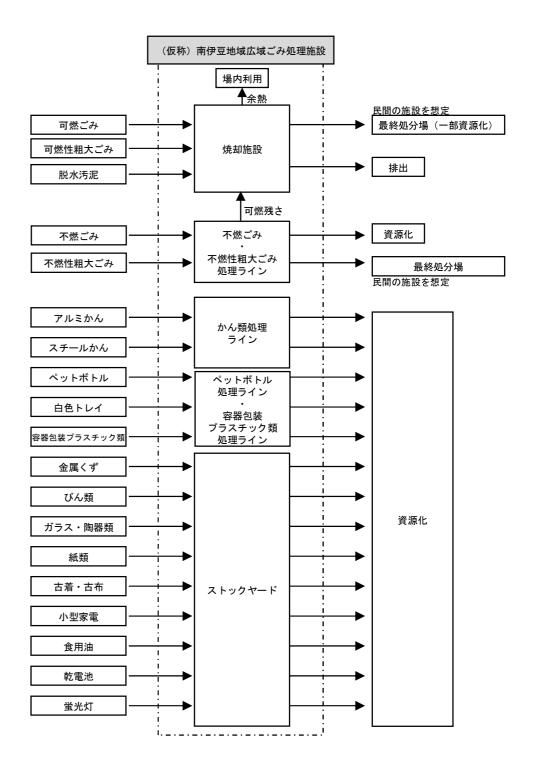
項目		概要								
建設候補地		下田市敷根13-11								
焼却 施設	処理方式	ストーカ式								
	施設規模	54 t/日 (27 t/日×2炉) 連続運転式								
	受入れ供給設備	投入扉3門(うち1門はダンピングボックス)、可燃性粗大ごみ破砕機								
	燃焼設備	ストーカ式焼却炉								
	燃焼ガス冷却設備	水噴霧								
	排ガス処理設備	乾式酸性ガス除去装置+粉末活性炭吹込みろ過式集じん器設備								
	余熱利用設備	施設内の給湯、プラント用								
資源化施設		不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理ライン: 2.2 t/日								
		かん類処理ライン: 0.5 t/日								
		容器包装プラスチック類・ペットボトル処理ライン:1.4 t/日								
		ストックヤード								

4. ごみ処理フロー (施設整備基本計画 p.4)

焼却施設では、可燃ごみ等を衛生的に処理します。また、焼却処理によって発生した焼却残さの一部は資源 化を行います。さらに、ごみの焼却に伴って発生した余熱は回収し有効的に利用します。

資源化施設では、不燃ごみ等を破砕・選別することで鉄等の資源化物を回収します。さらに、かん類やペットボトル等の資源ごみを選別・圧縮することで、効率的な資源化を行います。

なお、プラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチック使用製品廃棄物の資源化も求められるようになりましたが、現状においてはプラスチック使用製品廃棄物の取扱いも検討課題となっているため、将来的な資源化実施も考慮した施設として計画します。



広域ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及びPFI等導入可能性調査 概要版

5. 環境保全計画 (排ガス) (施設整備基本計画 p. 30)

排ガスの自主基準値は下記のとおりです。本施設は、実績のある排ガス処理設備を導入し、既存施設の基準値を上回る自主基準値を設定するなど、安心・安全でクリーンな運転を行う計画です。

	ばいじん (g/m³N)	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³ _N)	水銀 (μg/m³ _N)
法基準値	0. 08	K=17. 5 ^{**}	250	430 (700mg/m ³ N)	1	30
下田市営じん芥 処理場の基準値	0.02	350	250	250	1	50
自主基準値	0. 01	50	100	100	0. 1	30

※:硫黄酸化物の法基準値は、K値(係数)による排出量規制である。

6. 余熱利用計画 (施設整備基本計画 p. 40~44)

余熱利用としては、場内施設 (焼却施設、資源化施設) 内の給湯設備への温水供給と、焼却施設のプラントにおける熱利用とします。なお、施設付近への足湯設置による外部余熱利用なども想定されます。

7. 施設竣工までの事業スケジュール (施設整備基本計画 p.64)

令和5年度から令和7年度にかけて事業者選定を行います。その後、令和7年度から令和13年度にかけて、 現在のごみ処理に支障が生じないよう、段階的に施設整備を行います。焼却施設は令和11年度、資源化施設 は令和13年度の竣工を予定します。

実施 主体		内容	令和	4年度	令和!	5年度	令和	6年度	令和	7年度	令和8	8年度	令和9	9年度	令和1	0年度	令和1	1年度	令和1	2年度	令和1	3年度	令和1	4年度
市	地質訓	司 查		\Rightarrow																				
	施設整備基本計画· PFI等導入可能性調査			\Rightarrow																				
	生活環境影響調査				$\hat{1}$																			
下田市	都市言	十画決定							\Rightarrow															
本組合	事業者選定								\Rightarrow															
	他設	焼却施設															1							
		資源化施設																						
	施設隊	月鎖															1							
	既存 焼却	調査・計画														\uparrow								
各 町	施設 の解	設計																						
		解体																						
	[各町	からのごみ搬入開始]															可燃	\Rightarrow					不燃,資	i I

8. 事業方式 (PFI 等導入可能性調査 p. 16, 29)

(仮称) 南伊豆地域広域ごみ処理施設は、経済性に優れるとともに、適切なリスク分担による安定した事業推進の視点から総合的に判断し、公設民営(DBO 方式)とします。また、運営期間は他都市の事例等を考慮し、焼却施設の竣工を基点に 20 年間とします。

9. 概算事業費 (施設整備基本計画 p. 68 PFI 等導入可能性調査 p. 27)

概算事業費(税込)は建設費が約130億円、20年間の運営費が約120億円を想定しています。現在は、社会情勢が不安定な状況であり、物価の高騰が著しく、資材調達の面から工期の長期化も見られる状況にあります。 そのため、今後は要求水準書等を作成し、より詳細な事業条件に基づく民間事業者への調査や、同規模自治体における事業発注の動向を把握し、適切な事業費を検討していきます。

10. 施設配置図 (施設整備基本計画 p.71~74)

建設候補地に対する施設の配置と施設のイメージは下記のとおりです。施設は周囲の環境と調和した外観とし、親しみやすい施設とします。また、施設内には施設見学に備えた研修室を設ける予定であり、環境学習の会場や災害発生時の一時避難場所としての活用も想定しています。

車両動線は安全のため原則的に一方通行とします。また、可燃ごみや不燃ごみ等を搬入した場合はごみの種類ごとに計量できる動線とします。

